

# 「ふく恋ーふくい結婚応援ポータルサイト」イベント情報掲載要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、ふくい結婚応援協議会（以下「協議会」という。）が運用する「ふく恋ーふくい結婚応援ポータルサイト」（以下「サイト」という。）におけるイベント情報の掲載について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、サイトに掲載する情報は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 独身男女の交流・出会いの機会を創出するイベント
- 二 独身男女の交流・出会いの機会へ参加するためのセミナーや講座
- 三 その他、独身男女の交流・出会いの促進につながる事業

## (掲載団体等の登録)

第3条 サイトへのイベント等の掲載においては、協議会は、前条の事業を行う事業者等を登録して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は登録することができない。

- 一 見合い及び結婚のあっせんを業務とする営利団体のうち別に定める認定（別紙1）を受けていない団体
- 二 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体
- 三 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体
- 四 その他、この要領の趣旨に照らしてふさわしくない団体

## (情報掲載の登録手続き等)

第4条 サイトへのイベント等の情報を掲載しようとする事業者等は、「ふく恋ーふくい結婚応援ポータルサイト・イベント等情報掲載団体申請書」（様式第1号）に「ふく恋ーふくい結婚応援ポータルサイト・イベント等情報掲載にかかる誓約書」（様式第2号）を添付し申請するものとする。（ただし、公的機関の場合は除く。）

- 2 協議会は、前項の規定による申請を受けたときは、申請内容を審査し情報掲載団体としてふさわしくないと認める場合を除き、登録し通知するものとする。
- 3 情報掲載団体は、第1項の申請内容に変更が生じたときは、「ふく恋ーふくい結婚応援ポータルサイト・イベント等情報掲載団体変更申請書」（様式第3号）により、協議会へ速やかに届け出なければならない。
- 4 情報掲載団体は、イベント等の情報を掲載したい場合は、「ふく恋ーふくい結婚応援ポータルサイト・イベント等情報掲載内容申請書」（様式第4号）により申請するものとする。
- 5 協議会は、前項の規定による申請を受けたときは、事業内容が独身男女の交流促進の趣旨に照らしてふさわしくないと認める場合を除き、申請内容に基づきイベント等の情報をサイトに掲載し、広く県民に周知するものとする。
- 6 情報掲載団体は、第4項の申請内容に変更が生じたときは、「ふく恋ーふくい結婚応援ポータルサイト・イベント等情報掲載内容変更申請書」（様式第5号）により、協議会へ速やかに届け出なければならない。
- 7 協議会は、前項の届出があったとき、速やかにホームページの内容を変更しなければならない。また、変更しようとする内容が独身男女の交流促進の趣旨に照らしてふさわしくないと認める場合は、情報掲載団体と協議の上、事業内容の変更を求めることができる。
- 8 協議会は、情報掲載団体が前項の規定による事業内容の変更の求めに応じないときは、掲載内容を取り消すことができる。
- 9 情報掲載団体は、イベント等の実施終了後、「ふく恋ーふくい結婚応援ポータルサイト・

「イベント開催結果報告書」（様式第6号）により、協議会へ速やかに報告しなければならない。

10 情報掲載団体は、第2項の規定による情報掲載団体への登録を廃止しようとするときは、「ふく恋ーふくい結婚応援ポータルサイト・イベント等情報掲載団体廃止届出書」（様式第7号）により協議会に届け出なければならない。

## 附則

この要領は、令和4年11月30日から施行する。

この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

この要綱は、令和7年12月25日から施行する。

別紙 1

	認定制度	認定機関
①	店舗型結婚相手紹介サービス業認証制度	特定非営利活動法人 結婚相手紹介サービス業認証機構
②	マル適マーク	特定非営利活動法人 日本ライフデザインカウンセラー協会